

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示

- 字の区域の変更(七六九・市町村課)
- 結核予防法による医療機関の指定(七七〇・秋田中央保健所)
- 大規模小売店舗の変更に関し述べた意見(七七一、七七二・商工業振興課)
- 大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出(七七三・商工業振興課)
- 大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出(七七四・商工業振興課)
- 道路区域の変更(七七五・道路環境課)
- 都市計画の変更及び都市計画の縦覧(七七六・都市計画課)

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課)
- 土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可申請を適当とする旨の決定(秋田総合農林事務所)
- 県営土地改良事業の換地計画の決定(仙北平野土地改良事務所)
- 県営土地改良事業の換地処分(仙北平野土地改良事務所)
- 県有地の売払いに係る公募抽選の実施(管財課)
- 県有地の売払いに係る一般競争入札の実施(管財課)

告示

秋田県告示第七百六十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、山本郡藤里町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地

処分の公告があつた日の翌日から効力を生ずる。

平成十四年十一月十五日

秋田県知事 寺田典城

変更前の字の区域	変更後の字の区域
山本郡藤里町粕毛字上長瀨 一の一の一部、二の二の一部、三の三の一部、四の四の一部、六の六の一部及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部	山本郡藤里町粕毛字下長瀨
山本郡藤里町粕毛字下長瀨 一四六の一、一四七の一の一部、一五二の一部、一五三、一五三の一、一五四の一部、一五五の二の一部、一五六の一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	山本郡藤里町粕毛字上長瀨

秋田県告示第七百七十号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の六第一項の規定に基づき、告示する。

平成十四年十一月十五日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	指定年月日
調剤薬局ぐつと	南秋田郡昭和町大久保字虹川境 一九	平成十四年十一月一日

秋田県告示第七百七十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類

を縦覧に供する。

平成十四年十一月十五日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングセンター新湯沢

湯沢市万石二百四十二外

二 県の見解

意見なし

三 意見を述べた日

平成十四年十一月六日

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

(二) 湯沢市役所 商工観光課

縦覧期間

平成十四年十一月十五日から同年十二月十六日まで

秋田県告示第七百七十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年十一月十五日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ小坂店

鹿角郡小坂町字栗平二十五番地の一

二 県の見解

意見なし

三 意見を述べた日

平成十四年十一月六日

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

小坂町福祉保健総合センター ゆーとりあ

縦覧期間

平成十四年十一月十五日から同年十二月十六日まで

秋田県告示第七百七十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十四年十一月十五日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原田 昭彦

秋田市土崎港北一丁目六番二十五号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

飯島ショッピングセンター

(三) 秋田市飯島字堀川二番外

変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者

ア 変更前

氏名 熊谷 鉄男

住所 秋田市將軍野東三丁目七番十九号

イ 変更後

氏名 株式会社キヤンドウ 代表取締役 城戸 博司

住所 東京都北区浮間三丁目三番二号

(四) 変更の年月日

平成十四年十月十二日

(五) 変更する理由

小売業者の入替のため

二 届出年月日

平成十四年十月三十日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

一般国道		新	旧	
		三百四十一号	三百四十一号	鹿角市八幡平字上平三二五番から字蛇沢六七番一地先まで
				"
		一一・五〇〇四五・〇〇	八・〇〇〇二四・〇〇	一一・六三〇
				一・六三〇

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十四年十一月十五日から同月二十八日まで

秋田県告示第七百七十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十四年十一月十五日

秋田県知事 寺田典城

一 都市計画の種類

公共下水道

二 都市計画の案の名称

仁賀保・金浦・象潟都市計画公共下水道(仁賀保地区衛生施設組合公共下水道)の変更

三 都市計画を変更する土地の区域

(一) 排水区域

追加する部分 仁賀保町西前寺字井戸尻及び字山田下、三森字水上、字御堂森及び字浜田、芹田字高磯、字家ノ後及び字中道、金浦町飛字上竹嶋潟、金浦字海老谷地、字西申田、字鳥長根、字備中、字十二ノ前、字川向及び字笹森

変更する部分 仁賀保町西前寺字谷地及び字狐森、平沢字深谷地、三森字午ノ浜、字上々免及び字沖田、金浦町飛字藤田、金浦字木の浦山、字上林、字川尻、字堀切、字十二林、字花潟及び字頃田

(二) ポンプ場施設

削除する部分 仁賀保町平沢字長磯及び字深谷地、芹田字中道、金浦町黒川字三岳前、金浦字川向及び前川字久根添、象潟町字矢妻及び字オノ神

四 都市計画の案の縦覧場所

公 告

- (一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課
 - (二) 本荘市出戸町字水林三百六十六番地 由利建設事務所用地課
 - (三) 由利郡仁賀保町平沢字鳥ノ子淵二十一番 仁賀保町建設課
 - (四) 由利郡金浦町金浦字花潟九十三番一号 金浦町建設課
 - (五) 由利郡象潟町字浜ノ田一番 象潟町建設課
- 五 都市計画の案の縦覧期間 平成十四年十一月十五日から同年十一月二十九日まで

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十四年十一月十五日

秋田県知事 寺田典城

一 申請のあった年月日

平成十四年十月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 結いの里

三 代表者の氏名

山崎 京子

四 主たる事務所の所在地

秋田県山本郡二ツ井町種字萩の台一七八番地

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対して、健康増進、痴呆・寝たきり予防に関する事業を行い、老人福祉の向上と、その家族が安心して働ける環境作り、一般住民の交流を深めるためのコミュニケーション作りを目指す者である。また、痴呆の人や障害を持っている人も持たない人も、あるがままの姿で、他の人々と同等の権利を享受できる生活(ノーマライゼーションの基本理念)を支えるものである。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、秋田市上北手猿田土地改良区からなされた新たな土地改良事業の施行に係る申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
平成十四年十一月十五日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業（猿田沢地区県単小規模土地改良事業（かんがい排水））計画書及び定款の写し
- 二 縦覧期間 平成十四年十一月十八日から平成十四年十二月十三日まで
- 三 秋田市役所

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
平成十四年十一月十五日

秋田県知事 寺田典城

一 公募抽選に付する物件の番号、所在地、地目、地積及び金額

物件番号	所 在 地	地 目	地 積 (㎡)	金 額 (円)
北秋田 一	鷹巣町脇神字高村岱九四番四	宅 地	二、一七二・六〇	二六、九三八、七四七
山本 一	能代市落合字亀谷地五七番一	宅 地	三、二九・二七	三、九二七、〇二二
山本 二	能代市落合字亀谷地五七番一	宅 地	三、三一・七三	三、九五七、二七九
山本 三	能代市落合字亀谷地五七番三	宅 地	三、三四・二四	三、九八八、一五二
山本 四	能代市落合字亀谷地五七番四	宅 地	三、二〇・二四	三、九三八、九五二
山本 五	能代市落合字亀谷地五七番五	宅 地	三、三一・四〇	三、九六五、五二〇
山本 六	能代市落合字亀谷地五七番六	宅 地	三、三四・四三	三、九九〇、四八九

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（駒場北地区ほ場整備事業）換地計画書の写し

二 縦覧期間 平成十四年十一月十八日から平成十四年十二月十三日まで

三 縦覧場所 太田町役場及び中仙町役場

平成十四年十一月六日県営土地改良事業（畑屋地区ほ場整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十四年十一月十五日

秋田県知事 寺田典城

県有地について次のとおり公募抽選により売払いを実施するので、公告する。

平成十四年十一月十五日

秋田県知事 寺田典城

雄勝一	平鹿三	平鹿二	平鹿一	仙北二	仙北一	秋田十	秋田九	秋田八	秋田七	秋田六	秋田五	秋田四	秋田三	秋田二	秋田一	山本七
湯沢市湯ノ原一丁目二八番五	横手市睦成字鶴巻四四番一六四	横手市睦成字鶴巻四四番一六三	横手市睦成字鶴巻四四番一一二	西仙北町刈和野字上ノ台荒屋敷一〇六番七	大曲市栄町二七八番一	男鹿市船川港船川字鳥屋場一番一六五	男鹿市船川港船川字鳥屋場一番一六三	男鹿市船川港船川字鳥屋場一番一六一	男鹿市船川港船川字鳥屋場一番一五八	秋田市川尻若葉町二六八番一	秋田市飯島緑丘町一六番八五九	秋田市新屋勝平町二八三番一五	秋田市八橋本町二丁目三四番三	秋田市高陽幸町四九番一、五〇番一	秋田市將軍野南五丁目三三番五八七	二ツ井町荷上場字柳生六五番一
宅地	宅地	宅地	宅地	宅地	宅地	宅地	宅地	宅地	宅地	宅地	宅地	宅地	宅地	宅地	宅地	宅地
一六八・一四	三八四・五四	三八四・一一	二二三・九八	一七四・七四	二六二・八九	一六五・三〇	八六八・七二	三三三・七五	二三一・五二	二二八・九一	三六六・九六	三五三・九二	四四二・三六	三三二・九九	四〇二・九一	五一六・四一
五、三四七、〇〇〇	三、八八四、〇〇〇	四、三〇二、〇〇〇	一、九九八、〇〇〇	二、〇六〇、〇〇〇	七、二六〇、〇〇〇	二、二八一、一四〇	一〇、四二四、六四〇	四、二九二、四七五	二、九八六、六〇八	一六、九四四、〇〇〇	一六、八五五、四四九	九、四二〇、九五〇	三四、六一九、二五七	三一、九九〇、〇〇〇	一五、六八一、〇〇〇	八、四六二、〇七三

二 応募申込書の提出場所及び受付期間

物件番号	提出場所	受付期間
雄勝二	湯沢市裏門二丁目二九番三三	
雄勝三	湯沢市愛宕町一丁目六一番一三	
雄勝四	湯沢市字下山谷六七番三	
雄勝五	湯沢市関口字寺沢二〇番一	
北秋田一	秋田県北秋田地方部県民室 (電話〇一八六 六一 一 二五一)	平成十四年十一月十五日から同年十二月十三日(土曜日及び日曜日を除く)までの午前九時から午後五時まで
山本一、山本七	秋田県山本地方部県民室 (電話〇一八五 五一 六 二〇三)	平成十四年十一月十五日から同年十二月十三日(土曜日及び日曜日を除く)までの午前九時から午後五時まで
秋田一、秋田十	秋田県出納局管財課 (電話〇一八 八六〇 二 七三五)	平成十四年十一月十五日から同年十二月十九日(土曜日及び日曜日を除く)までの午前九時から午後五時まで
仙北一、仙北二	秋田県仙北地方部県民室 (電話〇一八七 六三 五 二二三)	平成十四年十一月十五日から同年十二月十七日(土曜日及び日曜日を除く)までの午前九時から午後五時まで
平鹿一、平鹿三	秋田県平鹿地方部県民室 (電話〇一八二 三三 〇 五九四)	平成十四年十一月十五日から同年十二月十七日(土曜日及び日曜日を除く)までの午前九時から午後五時まで
秋田県雄勝地方部県民室		平成十四年十一月十五日から同年十二月十五日まで

雄勝二	宅地	四四四・二六	四、五三二、〇〇〇
雄勝三	宅地	三〇五・二二	九、八三〇、〇〇〇
雄勝四	宅地	六〇〇・〇四	五、〇四〇、〇〇〇
雄勝五	宅地	一、〇八五・〇三	一五、八四八、〇〇〇

三 抽選を執行する場所及び日時

物件番号	場 所	日 時
雄勝一、雄勝五	(電話〇一八三 七三 八 一九一)	月十八日(土曜日及び日曜日を除く)までの午前九時から午後五時まで
北秋田一	秋田県北秋田地方総合庁舎 一階会議室	平成十四年十二月十六日(月)午後二時三十分
山本一、山本七	秋田県山本地方総合庁舎第 一会議室	平成十四年十二月十六日(月)午前十時三十分
秋田一、秋田十	秋田県出納局管財課入札室	平成十四年十二月二十日(金)午後一時三十分
仙北一、仙北二	秋田県仙北地方総合庁舎第 五会議室	平成十四年十二月十八日(水)午前十一時三十分
平鹿一、平鹿三	秋田県平鹿地方総合庁舎第 一会議室	平成十四年十二月十八日(水)午後二時
雄勝一、雄勝五	秋田県雄勝地方総合庁舎大 会議室	平成十四年十二月十九日(木)午前十一時

- 四 応募者に必要な資格
地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
- 五 応募に必要な書類等
 - (一) 個人の場合
印鑑、住民票の写し及び身分証明書(本籍地の市町村長が発行するもの)
 - (二) 法人の場合
印鑑及び法人登記簿謄本
- 六 応募に関する制限等
 - (一) 応募できる物件数は、原則として一人一物件とするが、第二希望としてさらに他の一物件について応募することができる。
 - (二) 共有を前提とする二名以上の連盟による応募を認めるものとする。
 - (三) 郵送による応募申込書の提出は認めない。
 - (四) 応募者に必要な資格のない者のした応募及び応募申込書の記載内容と添付書類の記載事項が一致しない応募は、無効とする。
- 七 当選者の決定方法
 - (一) 買受予定者となる当選者は、公開の抽選により決定する。
 - (二) 抽選は物件ごとに行い、抽選に当たっては当選者のほか、補欠者(当選者が買受けを辞退した場合に、繰り上げて当選者とするための者をいう。)を若干名及びその優先順位を併せて決定する。
 - (三) 抽選には応募者本人又は代理人が立ち会うものとし、欠席した場合は、応募を辞退したものとする。
 - (四) 抽選は、原則として第一希望の応募者がいる物件について行い、第一希望の応募者のいない物件で第二希望の応募者が複数いる場合は、追加抽選を行う。
 - (五) 第一希望物件の当選者は、第二希望物件の応募の効力を失う。
 - (六) 第一希望の応募者が一名の場合及び第一希望の応募者のいない物件で第二希望の応募者が一名である場合には、その者を当選者とする。
 - (七) 当選者の決定は、抽選会場において口頭で行う。
- 八 土地売買契約
土地売買契約は、当選者と締結するものとする。
- 九 契約保証金に関する事項
契約保証金は、契約金額の百分の十以上とし、契約を締結すると同時に現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって納入するものとする。
- 十 応募者がいないとき又は当選者が契約を締結しないとき
公募抽選に付した物件の応募者がいないとき又は当選者が契約を締結しないとき

は、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第六号及び第七号の規定に基づき随意契約を締結する。

十一 その他

その他詳細に関しては、秋田県出納局管財課財産管理班(電話〇一八 八六〇 二七三五)に照会のこと。

県有地について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年十一月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する物件の番号、所在地、地目及び地積

物件番号	所 在 地	地目	地 積 (m ²)
鹿角一	鹿角市花輪字葉ノ木谷地一五番一	宅地	三六五・五〇
鹿角二	鹿角市花輪字葉ノ木谷地四一番一	宅地	二七六・〇五
鹿角三	鹿角市花輪字葉ノ木谷地四一番三	宅地	二七六・〇五
北秋田二	鷹巣町鷹巣字平崎上岱一三番二五	宅地	二九四・五二
北秋田三	鷹巣町鷹巣字平崎上岱一三番二二三	宅地	二九四・五三
平鹿四	平鹿町醍醐字石成三八番四	宅地	六五七・六五

二 契約条項を示す場所、入札参加申込書の交付場所及び期間

物件番号	交 付 場 所	期 間
鹿角一) 鹿角三	秋田県鹿角地方部県民室 (電話〇一八六 二二一 〇 四五六)	平成十四年十一月十五日(金)から同 年十二月十六日(月)(土曜日及び日 曜日を除く。)までの午前九時から午 後五時まで

北秋田 二・北秋 田三	秋田県北秋田地方部県民室 (電話〇一八六 六一一 二五一)	平成十四年十一月十五日(金)から同 年十二月十三日(金)(土曜日及び日 曜日を除く。)までの午前九時から午 後五時まで
平鹿四	秋田県平鹿地方部県民室 (電話〇一八二 三三一 五九四)	平成十四年十一月十五日(金)から同 年十二月十七日(火)(土曜日及び日 曜日を除く。)までの午前九時から午 後五時まで

三 入札執行の場所及び日時

物件番号	場 所	日 時
鹿角一 鹿角二 鹿角三	秋田県鹿角地方総合庁舎第 二会議室	平成十四年十二月十七日(火) 午前十 時
北秋田 二・北秋 田三	秋田県北秋田地方総合庁舎 一階会議室	平成十四年十二月十六日(月) 午後三 時
平鹿四	秋田県平鹿地方総合庁舎第 一会議室	平成十四年十二月十八日(水) 午後三 時

四 入札参加者の資格

入札参加申込書を当該物件の入札日前日(その日が日曜日であるときは、二日前)までに申込書を物件ごとに二に掲げる期間内に二に掲げる場所に提出した者(地方自治法施行令第六十七条の四第一項の規定に該当する者及び同条第一項各号に該当する者)でその事実があった後二年を経過していないものを除く。()

五 入札参加申込に必要な書類等

- (一) 個人の場合
 - 印鑑、住民票の写し及び身分証明書(本籍地の市町村長が発行するもの)
- (二) 法人の場合
 - 印鑑及び法人登記簿謄本

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (一) 入札保証金は、入札金額の百分の五以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。
- (二) 契約保証金は契約金額の百分の十以上とし、契約締結と同時に現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって納入するものとする。

七 入札参加申込みに係る制限

- (一) 郵送による入札書の提出は、認めない
- (二) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

八 随意契約の実施

再度の入札に付し落札者が不在場合、地方自治法施行令第六十七条の二第一項第六号の規定に基づき随意契約を実施する。

九 その他

その他詳細に関しては、秋田県出納局管財課財産管理班(電話〇一八 八六〇 二七三五)に照会のこと。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 (0862) 8766 F A X (0863) 0005
 E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄